



浄化槽の法定検査は 使用されている方の義務です

法定検査は
ぼくの健康診断。
毎年1回
受けてね!



浄化槽の使用者には法律で次の3つが義務づけられています。

※実施しないと罰則が適用される場合があります。

保守点検

清掃

法定検査

法定検査 とは

設置後の検査

(浄化槽法第7条第1項)

設置された浄化槽が、適性に施工され、正常に機能しているかを
確認する検査です。浄化槽を使い始めて3か月を経過した日から
5か月の間に行わなければなりません。

定期水質検査

(浄化槽法第11条第1項)

維持管理が適正に行われ、浄化槽の正常な機能が発揮されている
かを確認する検査です。毎年1回行わなければなりません。

検査手数料

(消費税非課税)

対象処理人員	設置後の検査(7条)	定期水質検査(11条)
10人槽以下	13,000円	5,000円
11~20人槽	14,000円	7,000円
21~50人槽	16,000円	10,000円
51~300人槽	21,000円	13,000円
301~500人槽	23,000円	15,000円
501人槽以上	40,000円	32,000円

